

「生命保険会社の保険計理人の実務基準」改正案（新旧対比表）

| 項目 | 実務基準（改正案） | 実務基準（現行） |
|------------------------------|----------------------------------|----------|
| 目次 | （総則） | （同左） |
| | 第1条 実務基準…………… 1 | |
| | 第2条 保険計理人の確認業務…………… 1 | |
| | 第3条 （削除） | |
| | 第4条 意見書の取締役会への提出…………… 1 | |
| | 第5条 意見書の金融庁長官への提出…………… 1 | |
| | 第5条の2 意見書の監査役・会計監査人等への通知…………… 1 | |
| | 第6条 監査役等との協力…………… 1 | |
| | 第7条 実務基準の改定…………… 1 | |
| | （法第121条第1項第1号の確認） | （同左） |
| | 第8条 責任準備金…………… 2 | |
| | 第9条 責任準備金積立ての確認…………… 2 | |
| | 第10条 標準責任準備金の計算…………… 2 | |
| | 第11条 1号収支分析の実施…………… 3 | |
| | 第12条 1号収支分析(1)…………… 3 | |
| | 第13条 1号収支分析(2)…………… 4 | |
| | 第13条の2 1号基本シナリオ…………… 4 | |
| | 第14条 責任準備金に関する意見書記載事項…………… 5 | |
| | 第15条 過去の1号収支分析の結果との比較…………… 6 | |
| | 第16条 その他…………… 6 | |
| | （法第121条第1項第2号の確認） | （同左） |
| | 第17条 公正・衡平な配当…………… 7 | |
| | 第18条 公正・衡平な配当の確認…………… 7 | |
| | 第19条 会社の配当可能財源の確認 翌期配当所要額…………… 7 | |
| | 第20条 会社の配当可能財源の確認 全件消滅ベース…………… 7 | |
| | 第21条 健全性維持の確認…………… 8 | |
| 第22条 商品区分単位の配当可能財源の確認…………… 8 | | |
| 第23条 アセット・シェアと代表契約の選定…………… 9 | | |
| 第24条 当年度末アセット・シェアの確認…………… 9 | | |
| 第25条 将来のアセット・シェアの確認…………… 10 | | |
| 第26条 配当に関する意見書記載事項…………… 10 | | |

| 項目 | 実務基準（改正案） | 実務基準（現行） |
|----|---|--|
| | （法第 121 条第 1 項第 3 号の確認） 第 27 条 財産の状況の確認 1 1 第 28 条 事業継続基準の計算 1 1 第 29 条 3 号収支分析の実施 1 1 第 30 条 3 号基本シナリオ 1 1 第 31 条 事業継続基準に関する意見書記載事項 1 2 第 32 条 過去の 3 号収支分析の結果との比較 1 3 第 33 条 ソルベンシー・マージン総額 1 3 第 34 条 3 号の 2 収支分析の実施 1 3 第 35 条 3 号の 2 収支分析 1 4 第 36 条 3 号の 2 基本シナリオ 1 4 第 37 条 保険料積立金等余剰部分控除額の下限の算定 1 4 第 38 条 リスク合計額 1 4 第 39 条 ソルベンシー・マージン基準の確認に関する意見書記載事項 1 5 | （同左） |
| | （意見書） 第 40 条 意見書の記載 総論 1 6 第 41 条 法第 121 条第 1 項第 1 号に関する意見書の記載 1 6 第 42 条 法第 121 条第 1 項第 2 号に関する意見書の記載 1 7 第 43 条 法第 121 条第 1 項第 3 号に関する意見書の記載 1 7 | （同左） |
| | （附則） 附則第 1 条 適用時期 1 9 附則第 2 条 経過措置 1 9 附則第 3 条 時価会計導入に係る経過措置 1 9 附則第 4 条 第三分野保険に係る経過措置 1 9 附則第 5 条 外貨標準責任準備金制度導入に係る経過措置 1 9 | （附則） 附則第 1 条 適用時期 1 9 附則第 2 条 経過措置 1 9 附則第 3 条 時価会計導入に係る経過措置 1 9 附則第 4 条 第三分野保険に係る経過措置 1 9 |

| 項目 | 実務基準（改正案） | 実務基準（現行） |
|---|---|--|
| | <p style="text-align: center;">公益社団法人 日本アクチュアリー会</p> <p style="text-align: right;">平成 8 年12 月 9 日 制定 平成11 年 3 月26 日 改正 平成13 年 3 月26 日 改正 平成14 年 3 月27 日 改正 平成16 年 2 月27 日 改正 平成18 年 3 月22 日 改正 平成19 年 1 月17 日 改正 平成20 年 2 月27 日 改正 平成23 年12 月22 日 改正 平成26 年 3 月 3 日 改正 平成27 年 3 月 4 日 改正 令和 5 年 ○月 ○日 改正</p> | <p style="text-align: center;">公益社団法人 日本アクチュアリー会</p> <p style="text-align: right;">平成 8 年12 月 9 日 制定 平成11 年 3 月26 日 改正 平成13 年 3 月26 日 改正 平成14 年 3 月27 日 改正 平成16 年 2 月27 日 改正 平成18 年 3 月22 日 改正 平成19 年 1 月17 日 改正 平成20 年 2 月27 日 改正 平成23 年12 月22 日 改正 平成26 年 3 月 3 日 改正 平成27 年 3 月 4 日 改正</p> |
| <p>第 5 条の 2 （意見書の監査役・会計監査人等への通知）</p> | <p>保険計理人は、監査役（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の指名した監査委員。以下同じ。）および会計監査人等へ監査を受けるべき計算書類が提出された後、遅滞なく、監査役および会計監査人等に対し、意見書および附属報告書の内容を通知しなければならない。</p> <p>なお、外国保険会社等にあつては、「監査役（<u>監査等委員会設置会社</u>にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の指名した監査委員。以下同じ。）および会計監査人等へ監査を受けるべき計算書類が提出された後」を、「意見書を日本における代表者に提出した後」と読み替えるものとする。</p> | <p>保険計理人は、監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、監査委員会の指定した監査委員。以下同じ。）および会計監査人等へ監査を受けるべき計算書類が提出された後、遅滞なく、監査役および会計監査人等に対し、意見書および附属報告書の内容を通知しなければならない。</p> <p>なお、外国保険会社等にあつては、「監査役（<u>委員会設置会社</u>にあつては、監査委員会の指定した監査委員。以下同じ。）および会計監査人等へ監査を受けるべき計算書類が提出された後」を、「意見書を日本における代表者に提出した後」と読み替えるものとする。</p> |

| 項目 | 実務基準（改正案） | 実務基準（現行） |
|-------------------------|--|---|
| 第12条（1号） 収支分析 （1） | <p>2. 保険計理人は、シナリオの設定に際しては、少なくとも以下の諸点について留意しなければならない。また、これらの要素について、使用した値の根拠を附属報告書に記載しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>③ 新契約高、保険契約継続率、死亡率など保険事故発生率、事業費、外貨建資産（<u>負債通貨（保険金、返戻金その他給付金の額を表示する通貨をいう。以下同じ。）</u>）と異なる通貨建の資産をいう。以下同じ。）の資産運用収益、資産配分など資産運用状況、配当金、価格変動準備金・危険準備金への繰入れ等については、過去の実績値等をもとに、将来の変化等を見込んだ合理的なものでなくてはならない。ただし、クローズド型の将来収支分析を行う場合は、将来の新契約高をゼロとするとともに、将来の事業費について、新契約締結に係る事業費をゼロとする。</p> <p>（中略）</p> | <p>（同左）</p> <p>（中略）</p> <p>③ 新契約高、保険契約継続率、死亡率など保険事故発生率、事業費、外貨建資産（<u>責任準備金の通貨と異なる通貨建の資産をいう。以下同じ。）</u>）と異なる通貨建の資産をいう。以下同じ。）の資産運用収益、資産配分など資産運用状況、配当金、価格変動準備金・危険準備金への繰入れ等については、過去の実績値等をもとに、将来の変化等を見込んだ合理的なものでなくてはならない。ただし、クローズド型の将来収支分析を行う場合は、将来の新契約高をゼロとするとともに、将来の事業費について、新契約締結に係る事業費をゼロとする。</p> <p>（中略）</p> |

| 項目 | 実務基準（改正案） | 実務基準（現行） |
|------------------------------|--|---|
| <p>第13条の2 (1号基本シナリオ)</p> | <p>1. 第13条に定める1号基本シナリオのうち、1号収支分析(2-1)については、次の各号に定めるシナリオをすべて適用した場合とする。</p> <p>① 金利は、過去の実績などから予測される合理的な金利変動リスクを反映したものでなくてはならないが、1号基本シナリオの金利については、少なくとも、以下の金利シナリオを含まなければならない。</p> <p>イ. 直近（「直近」とは、意見書の対象となる事業年度末をいう。以下同じ。）の長期国債応募者利回りからスタートし、5年間にわたり、毎年X/5%ずつ低下し、以降は一定で推移</p> <p>ロ. 直近の長期国債応募者利回りからスタートし、翌事業年度始にX/2%低下し、以降は一定で推移</p> <p>ここで、Xは、「直近の長期国債応募者利回りー分析期間期初の標準利率」とゼロのいずれか大きい方とする。</p> <p><u>なお、負債通貨がアメリカ合衆国通貨またはオーストラリア通貨の保険契約については、「長期国債応募者利回り」を「負債通貨建社債A格（10年）利回り」と読み替える。</u></p> <p>② 評価差額金のうち、株式に係るものの取崩しによる責任準備金積立財源への充当は、原則として行わない。ただし、健全性の維持に問題がないと判断される場合には、直近の株式に係る評価差額金のうち、以下のイまたはロのいずれかを上限として、継続的に株式に係る評価差額金を取り崩し、これを責任準備金積立財源に充当することとして、1号収支分析(2)を行うことができる。</p> <p>イ. 株式の帳簿価額×直近の長期国債応募者利回りー当該株式の株主配当</p> <p>ロ. 株式の帳簿価額×分析期間期初の標準利率ー当該株式の株主配当</p> <p>また、株式以外の資産に係る評価差額金の取崩しおよび含み益の実現による責任準備金積立財源への充当は、一切行わない。</p> <p><u>なお、MVA(Market Value Adjustment)の仕組みを持つ商品については、当該仕組みに起因する責任準備金積増額を上限として、対応する債券のうち、流動性に問題がない債券の含み益の実現による責任準備金積立財源への充当をすることができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>⑩の2 負債通貨がアメリカ合衆国通貨またはオーストラリア通貨の保険契約に対応する社債については、将来の期待信用損失を合理的に反映することとする。</u></p> | <p>(同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(中略)</p> <p>(新設)</p> |

| 項目 | 実務基準（改正案） | 実務基準（現行） |
|-----------------------------|---|--|
| 第33条（ソルベンシー・マージン総額） | <p>保険計理人は、第27条第3項第1号の確認を以下の通り行わなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>⑤ 規則第86条第1項第5号に定めるその他有価証券の評価差額金・繰延ヘッジ損益の一部又は全部、および同項第6号に定める土地の含み損益の一部又は全部について、担当部門から報告された数値が誤謬なく参照され、同号および平成8年大蔵省告示第50号第1条第2項および第3項に従い計算されていること</p> <p>（中略）</p> <p>⑪ 平成8年大蔵省告示第50号第1条の2および第1条の3に定める控除額について、担当部門から報告された数値が誤謬なく参照されていること</p> | <p>保険計理人は、第27条第3項第1号の確認を以下の通り行わなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>⑤ 規則第86条第1項第5号に定めるその他有価証券の評価差額の一部又は全部、および同項第6号に定める土地の含み損益の一部又は全部について、担当部門から報告された数値が誤謬なく参照され、同号および平成8年大蔵省告示第50号第1条第2項および第3項に従い計算されていること</p> <p>（中略）</p> <p>⑪ 平成8年大蔵省告示第50号第1条の2に定める控除額について、担当部門から報告された数値が誤謬なく参照されていること</p> |
| 附則第1条（適用時期） | <p>この実務基準は平成8年度の決算から適用される。</p> <p>平成11年3月の改正は、平成10年度の決算から適用され、平成13年3月の改正は、平成12年度の決算から適用され、平成14年3月の改正は、平成13年度の決算から適用され、平成16年2月の改正は、平成15年度の決算から適用され、平成18年3月の改正は、平成17年度の決算から適用され、平成19年1月の改正は、平成18年度の決算から適用され、平成20年2月の改正は、平成19年度の決算から適用され、平成23年12月の改正は、平成23年度の決算から適用され、平成26年3月の改正は、平成25年度の決算から適用され、平成27年3月の改正は、平成26年度の決算から適用され、<u>令和5年3月の改正は、令和4年度の決算から適用される。</u></p> | <p>この実務基準は平成8年度の決算から適用される。</p> <p>平成11年3月の改正は、平成10年度の決算から適用され、平成13年3月の改正は、平成12年度の決算から適用され、平成14年3月の改正は、平成13年度の決算から適用され、平成16年2月の改正は、平成15年度の決算から適用され、平成18年3月の改正は、平成17年度の決算から適用され、平成19年1月の改正は、平成18年度の決算から適用され、平成20年2月の改正は、平成19年度の決算から適用され、平成23年12月の改正は、平成23年度の決算から適用され、平成26年3月の改正は、平成25年度の決算から適用され、平成27年3月の改正は、平成26年度の決算から適用される。</p> |
| 附則第5条（外貨標準責任準備金制度導入に係る経過措置） | <p><u>当分の間、第29条、第34条の規定に従い将来収支分析の計算を行う際には、資産配分および資産構成比のニューマネーの取扱について、負債通貨がアメリカ合衆国通貨またはオーストラリア通貨の場合、「長期国債（国内）」を「負債通貨建の社債A格（10年）」に、「国債（国内）」を「負債通貨建の社債（A格）」と読み替えない令和5年3月改正以前の取扱も認める。</u></p> | <p>（新設）</p> |